

(外交防衛委員会)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認

を求めめるの件(閣条第一二号)(衆議院送付)要旨

この協定は、我が国とイスラエルとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、二〇一七年(平成二十九年)二月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に  
対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

四、いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、  
輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

五、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義  
務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び  
現状維持義務も課されない。

六、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な  
補償の支払を伴うこと、当該一方の締約国の国内法令に定める手続等に従うこと及び影響を受ける投資家  
が合法性等について司法当局等による審査を受ける権利を有することという要件を満たさない限り、収  
用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するも  
の でなければならぬ。

七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の

投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。

九、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

十一、両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく権利及び義務を認める。

十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至ら

なかつたものは、仲裁委員会に付託する。

十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会  
の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

十四、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。